

第1回 憲法の概念と憲法規範の特質

今回は、この講義の進め方について説明したうえで、憲法の概念などについて、検討します。

私たちがこれから1年間（または半年間）学ぶことになる憲法とは、そもそもどのようなものであり、どのような性質をもつのかということも、講義の最初に明らかにしておきましょう。

1. 憲法の概念

- ・ 憲法の概念を考えると、これを形式的意味の憲法と実質的意味の憲法とに分けて考えるのが一般的である。
- ・ 実質的意味の憲法のうち、特に自由主義に基づき人権保障のために権力を抑制することを定めた基本法を立憲的意味の憲法という。これに対して、単に国家統治の組織・作用の基本法を意味するとき、これを固有の意味の憲法という。

2. 憲法規範の特質

- ・ 憲法は、国会、内閣、裁判所などといった国家の機関を設置し、各機関に対して、立法権、行政権、司法権などといった国家作用を授権するとともに、公権力を規律することによって、国民の権利・自由を確保する。
- ・ 憲法は、国家権力がなしうる権能を制限的に定め、人権を保障する規定を置くことによって、国民が国家権力によって自由を不当に制限にされないようにする基礎法である。

- ・ 国法秩序は、憲法、法律、命令（政令、内閣府令・省令）という順に段階構造になっている。上位の規範は、下位の規範の正統性の根拠となり、下位の規範よりも形式的効力において勝る。そして、憲法は、国の法体系の中で最も強い形式的効力を有する最高法規であり、憲法に違反する国家行為はすべて無効である。

今回の講義の復習として、教科書の 1.1.1～1.2.1 (2-9 頁) を読んでおきましょう。

次回は、日本国憲法の三大原理について説明します。高校までの社会科の学習で、日本国憲法の三大原理を覚えさせられた経験があるはずですが、しかしながら、それらの原理の意味について、きちんと説明できますか。それら 3 つの原理の相互の関係は、どのようになっているのでしょうか。それら 3 つの原理の重要性は、それぞれ等しいと言えるのでしょうか。それとも、どれか 2 つを犠牲にしてでも守るべき最も重要な 1 つの原理というものが存在するのでしょうか。こういったことについて、考えてみましょう。

Q1 憲法に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1. 通常法律より改正手続が困難な憲法を硬性憲法、法律と同等の手続で改正できる憲法を軟性憲法という。ドイツやフランスの場合のように頻繁に改正される憲法は、法律より改正が困難であっても軟性憲法に分類される。
2. 憲法の定義をめぐっては、成文の憲法典という法形式だけでなく、国家統治の基本形態など規定内容に着目する場合があります、後者は実質的意味の憲法と呼ばれる。実質的意味の憲法は、成文の憲法典以外の形式をとって存在することもある。
3. 憲法は、公権力担当者を拘束する規範であると同時に、主権者が自らを拘束する規範でもある。日本国憲法においても、公務員のみならず国民もまた、憲法を尊重し擁護する義務を負うと明文で規定されている。
4. 憲法には最高法規として、国内の法秩序において最上位の強い効力が認められることも多い。日本国憲法も最高法規としての性格を備えるが、判例によれば、国際協調主義がとられているため、条約は国内法として憲法より強い効力を有する。
5. 憲法には通常前文が付されるが、その内容・性格は憲法によって様々に異なっている。日本国憲法の前文の場合は、政治的宣言にすぎず、法規範性を有しないと一般に解されている。

(2017 年度行政書士試験)